

資材高騰に対する緊急支援

1 h a 当たり

として



15,000円

を支給します！

奈井江町農業生産資材価格 高騰緊急支援金

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響に伴う肥料価格の高騰によって、厳しい経営環境に置かれている奈井江町の農業者に限定して、営農意欲の向上と農業経営の安定を図るため、支援金を給付します。

- 交付対象者：R5以降も営農を継続し、そのための肥料の購入・注文を行う農業者
※「奈井江町町内事業者等事業継続緊急支援金」の支給を受ける場合には、支給対象外となります。
- 支給金額：令和4年（6月30日時点）の経営耕地面積×15,000円/1ha
※ha未満少数第2位を四捨五入した面積になります。
- 申請期間：令和4年9月26日～令和4年12月26日まで（月ごとに支払い）
※「経営耕地面積」は、農業委員会が管理する農地台帳をもとに確認を行います。
また、農用地以外で販売目的の栽培を行っている場合には例外的に対象となります。

○肥料の購入、注文状況を確認しますので、必ず、申請前に肥料の購入・注文を

お願いします。（参考：新砂川農協 早期取りまとめ推進期間：10月30日まで）

【担当】

奈井江町役場 産業観光課観光課農政係

TEL：0125-65-2118

FAX：0125-66-2113